

(10) 酒田市国体記念体育館

ア 大アリーナ使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 1,170円
	2/3面	1時間につき 780円
	半面	1時間につき 580円
	1/3面	1時間につき 380円
一般	全面	1時間につき 2,360円
	2/3面	1時間につき 1,570円
	半面	1時間につき 1,170円
	1/3面	1時間につき 780円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

イ 小アリーナ使用料

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1時間につき 420円
	半面	1時間につき 210円
一般	全面	1時間につき 840円
	半面	1時間につき 420円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 弓道場使用料

(ア) 全部を単独で使用する場合

使用料
1時間につき 270円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

(イ) (ア)以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1回につき 50円
高校生	1回につき 110円
一般	1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

→会議室、控室、温水シャワー等は施設使用料に含まれます。

エ 附属設備使用料

使用区分		使用料
大アリーナ観覧席(足元暖房)	暖房料	1時間につき 730円
大アリーナ	冷暖房料	1時間につき 11,000円
小アリーナ	冷暖房料	1時間につき 3,670円

(16) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550円
一般	1時間につき 1,100円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

9:00 ~ 18:00

公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合

入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
4時間以内1,100円、4時間を超え8時間以内2,200円	4時間以内2,200円、4時間を超え8時間以内4,400円

摘要

1. 従業員は、5人以内とする。ただし、1人増すごとに入場料金の1人分を加算する。
2. 設置施設規模は、一件につき3.3平方メートル程度とする。
3. 屋外は、酒田市公園条例（平成17年条例第165号）別表第2を準用する。

別表第3(第17条関係)

体育施設使用料

体育施設使用料の各表に関する通則

- 1 入場料(入場料とみなされるものを含む。以下同じ。)を徴収するアマチュアスポーツの用途に使用する場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 アマチュアスポーツ以外(プロスポーツ、コンサート等をいう。以下同じ。)の用途に使用する場合であって、入場料を徴収しない場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合であって、入場料を徴収する場合は、使用料の5倍の額とする。
- 4 前項の場合であって、営利を目的として使用する場合は、同項の規定により算出した使用料の2倍の額とする。
- 5 体育施設各表により使用料を算出する場合において、使用時間に満たない場合は、その単位時間とする。
- 6 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1人の個人使用に係る使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 7 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。